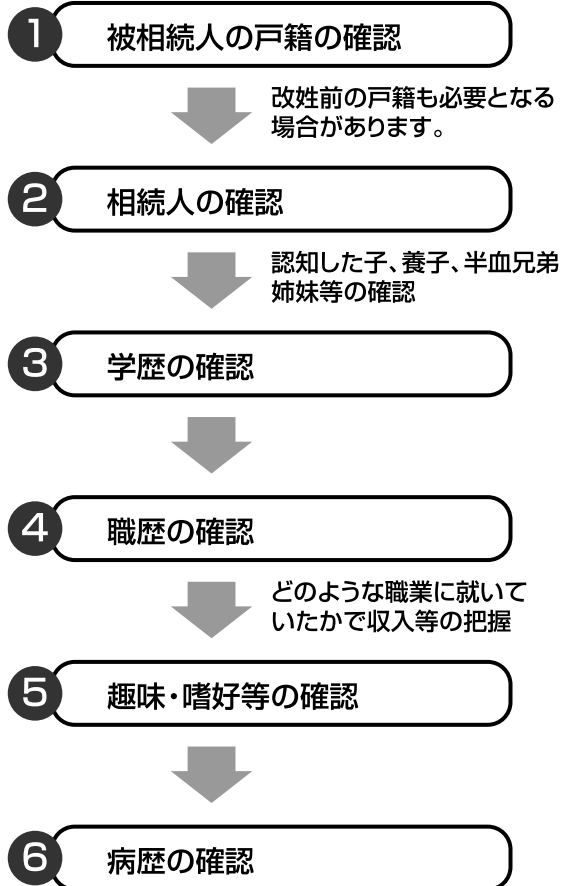


相続手続きについて

相続手続きは、被相続人の生まれてから亡くなるまでの被相続人の調査が重要となります。何故かという、相続というのは「その亡くなった方の生まれてからの集大成であり、人生そのものである」からです。その意味で被相続人のことを知らないと、手続きとして必要なものが分からないということになります。

●相続人調査のフロー



しかし、簡単なものばかりではありません。認知された子がいたり、先妻の子がいたり、養子になっている子がいたり等、存命中は明らかにされていない事柄が、戸籍謄本を確認することによって出てきます。

3. 学歴の確認

被相続人の学歴の確認も重要なものとなります。学歴は、後に確認する職歴等を確認するためにも必要となります。

4. 職歴の確認

職歴は被相続人の財産を把握するために重要な役割を担います。給料は高かったのか？退職金はいくらだったか？年金が多いのか等は、職歴等によって変わっていきます。

5. 趣味・嗜好の確認

趣味や嗜好についても確認が必要となります。趣味によって残る財産に差が出るからです。例えば、海外旅行が趣味の被相続人と読書が趣味の被相続人とでは、残る財産の額にも大きな開きが生じます。嗜好によっても差が出ます。お酒が好きだったり、タバコが好き

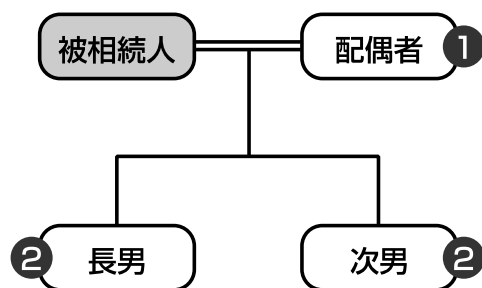
～(3) 被相続人についての調査(歴史)～

1. まず、最初に戸籍を遡る

戸籍を遡ることで被相続人がいつどこで生まれたかをまず把握することができます。両親も知ることができます。この戸籍を、生まれた時からのもを取得するには、現在の戸籍から1つ1つ確認を取り、遡って市区町村役所・役場において戸籍謄本を取得する必要があります。

2. 相続人の確認

通常であれば、下記図のようになります。



相続人として・・・ ① 配偶者
② 子 (ここでは、長男・次男)

だったりも重要な確認作業です。

6. 病歴の確認

被相続人の健康状態はどうであったかも調査しておくことが大切です。例えば、〇〇年に〇〇病に罹って入院したとか、〇〇年に〇〇病と診断されて通院を重ねていた等、確認する必要があります。

被相続人の調査には、まだまだやらなければならないことがたくさんあります。ここでは、一般的なものを掲げました。不明な点等ございましたら、事務局までお問い合わせください。

